

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	4	担当課	産業政策課
		法第48条	不利益処分の種類	製造事業者等への改善命令		
(改善命令) 法第48条 経済産業大臣又は都道府県知事は、届出製造事業者又は届出修理事業者が前条の経済産業省令で定める基準に従って特定計量器の検査を行っていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要があると認めるときは、その届出製造事業者又は届出修理事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又はその検査の方法の改善に関し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。						
(検査義務) 法第47条 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。						
経済産業省令で定める基準 計量法施行規則第8条 法第43条の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 検査規用が制定され、その検査規則が確実に履行されていること。 二 検査管理責任者又は検査部門(以下「検査管理責任者等」という。)が設置され、その検査管理責任者等が検査を統括していること。 三 一定の周期で検査設備(第5条第2項に規定する検査のための器具、機械又は装置を含む。以下同じ。)の検査が行われ、適正な検査を行うことができるように管理されていること。 四 当該特定計量器の構造及び器差を検査するために必要な性能を有する検査設備を用いて、第1号の検査規則に基づき全数検査により適正に検査が行われていること。 五 検査に合格しなかった特定計量器が再調整され、又は廃棄されていること。 六 検査管理責任者等が、検査記録を作成し、その検査管理責任者等の責任においてこれが3年以上保存されていること。						